

第4章

都市機能誘導区域

本章では、本計画において定める「都市機能誘導区域」についての設定方針や考え方を示したうえで、具体的な範囲、誘導施設を位置づけます。

第4章 都市機能誘導区域

本章では、第2章及び第3章の内容を踏まえ、都市機能誘導区域の設定及び区域内の誘導施設を示します。

4-1. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定方針・考え方

(1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、都市再生特別措置法第81条第20項の規定により「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定める」とされています。

また、誘導施策や個別事業等については、都市再生特別措置法第81条第21項の規定により「市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする」とされています。

都市機能誘導区域の設定にあたっては、「都市計画運用指針」及び第2章、第3章の内容等を踏まえ、設定します。

【都市計画運用指針より一部抜粋】

- (1) 都市機能誘導区域は居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域である。
- (2) 例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充足している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- (3) また、都市機能誘導区域の規模としては、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

(2) 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、「都市計画運用指針」、第2章、第3章の内容等を踏まえ、設定します。

【都市計画運用指針より一部抜粋】

- ・ 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定する。具体的な整備計画のある施設の設定することもある。
- ・ 都市全体における年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し必要な施設を定める。
- ・ 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - － 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他高齢者の中で必要性の高まる施設
 - － 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - － 集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - － 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

(3) 本計画における区域設定および誘導施設の基本的な方針

① 本市の区域設定及び誘導施設の方針

第2章において、都市機能誘導（拠点形成）の方針を、「エリアの特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」とし、都市機能誘導エリアごとに方針を定めています。そのため、都市機能誘導区域及び誘導施設を定めるにあたり、以下の考え方にに基づき検討を行います。

- ① 人口、土地利用及び交通の現状や将来の見通しを勘案して、適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られる区域であること。
- ② 上位関連計画や個別事業の進捗状況、各エリアの都市構造上の特徴や課題、その他の法令における区域指定状況、誘導施設の分布状況、地形地物等の状況を総合的に踏まえ、適切な区域の指定範囲及び誘導施設の位置づけであること。

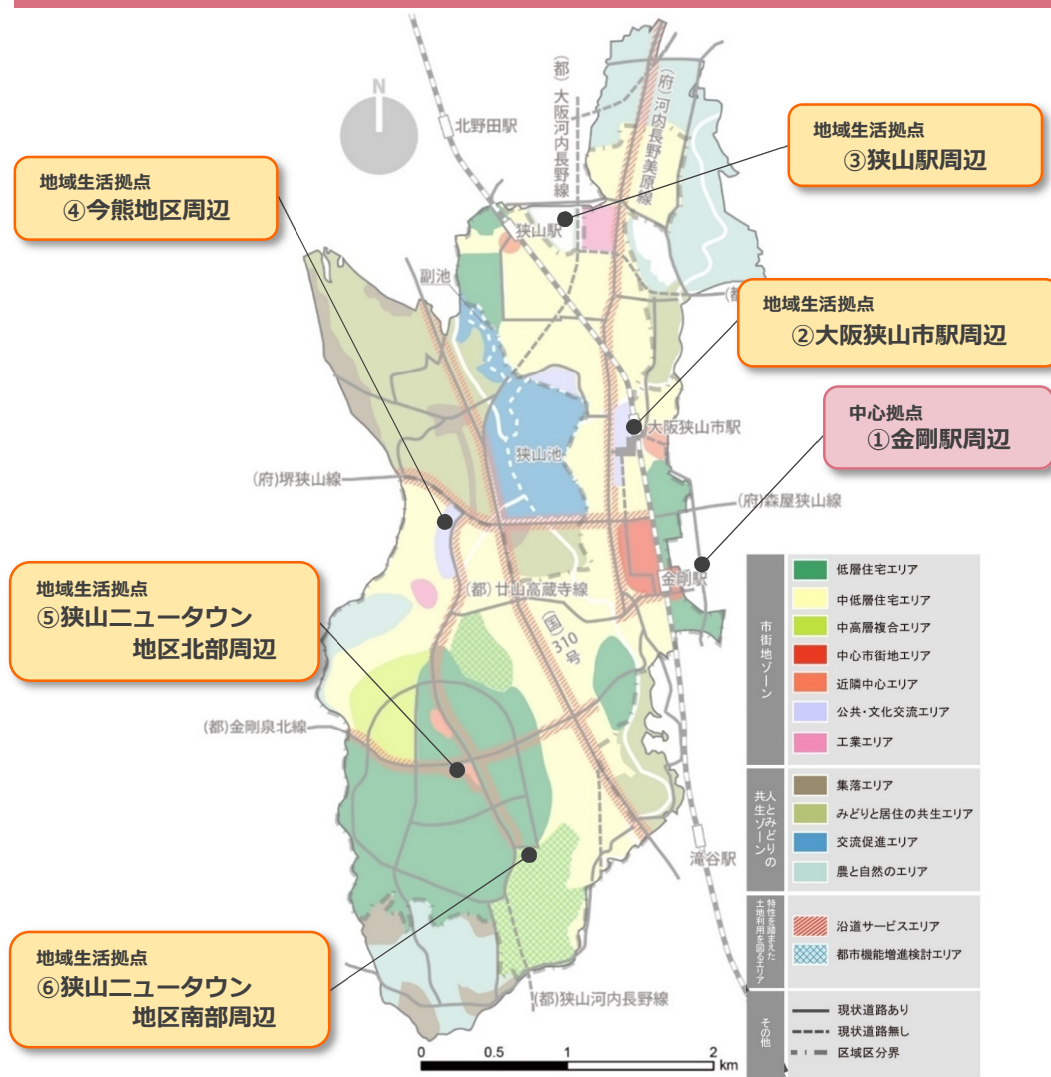


図 4-1 立地適正化の基本的な方針（ターゲット）の概要

② 区域検討のフロー

【区域設定の方針】

- ① 人口、土地利用及び交通の現状や将来の見通しを勘案して、適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られる区域であること。

STEP1： 都市機能誘導の候補となるエリア

- 人口、土地利用及び交通の現状や将来の見通しを勘案して、一定の人口密度が維持される区域・公共交通の利便性が確保される区域
 - ➡ 居住誘導区域内であること
- 適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られる区域であること
 - ➡ 都市活動の中心となる都市機能及び交通結節点機能の集約・維持向上等をめざす箇所であること

【区域設定の方針】

- ② 上位関連計画や個別事業の進捗状況、各エリアの都市構造上の特徴や課題、その他の法令における区域指定状況、誘導施設の分布状況、地形地物等の状況を総合的に踏まえ、適切な区域の指定範囲及び誘導施設の位置づけであること。

STEP2： 具体的な区域の設定／誘導施設の設定

- 上位関連計画及び個別事業の進捗状況、各エリアの都市構造上の特徴や課題等を総合的に踏まえた区域及び誘導施設であること
 - ➡ 第2章で位置づけた各エリアにおける一体の区域で、誘導施設を含む区域であること
 - ➡ その他の法令における区域指定状況、誘導施設の分布や土地利用の状況、誘導施設の位置づけ、地形地物の状況等を総合的に踏まえた区域及び誘導施設であること

都市機能誘導区域／誘導施設の設定

図 4-2 都市機能誘導区域及び誘導施設の検討フロー

4-2. 都市機能誘導区域の具体的な設定

(1) 本市の区域設定の基本的なルール

本市では、各エリアの状況や交通結節点としての方向性を考慮したうえで、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針にて示されている都市機能誘導区域及び誘導施設を設定します。

区域界の設定について

- 区域界の設定については、各エリアの状況や交通結節点としての方向性を考慮したうえで、以下の条件をもとに設定します。

① 区域設定の対象箇所

- ・ 既に交通結節点であり都市機能誘導を図る一体の区域
- ・ 今後、都市機能の集約・維持向上等にあわせ、交通結節点化をめざす一体の区域

② 区域設定の方法

- ・ 用途地域界での設定
- ・ 公共用地界（道路・公共施設敷地等）での設定
- ・ その他、地形地物等の状況等を踏まえた設定

区域の範囲について

- 徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲とし、鉄道駅やバス停等の交通結節点を中心に概ね半径 500m～1,000m圏の大きさで設定します。

区域ごとの位置づけについて

- 誘導施設は 4-1 に示す検討フローに基づき、都市機能誘導区域ごとに設定するものとし、各都市機能誘導区域の内外及び当該区域における誘導施設の位置づけの有無等により届出制度の対象となることが想定されます。
- なお、届出制度の対象かどうかにより、各エリアの日常生活に必要な機能や交通結節点としての機能の立地を妨げるものではありません。

(2) 都市機能誘導区域の位置づけ

本市の都市機能誘導区域は、検討フローに基づき以下のとおりとします。なお、それぞれの区域の詳細については、「4-4. 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ」にて示します。

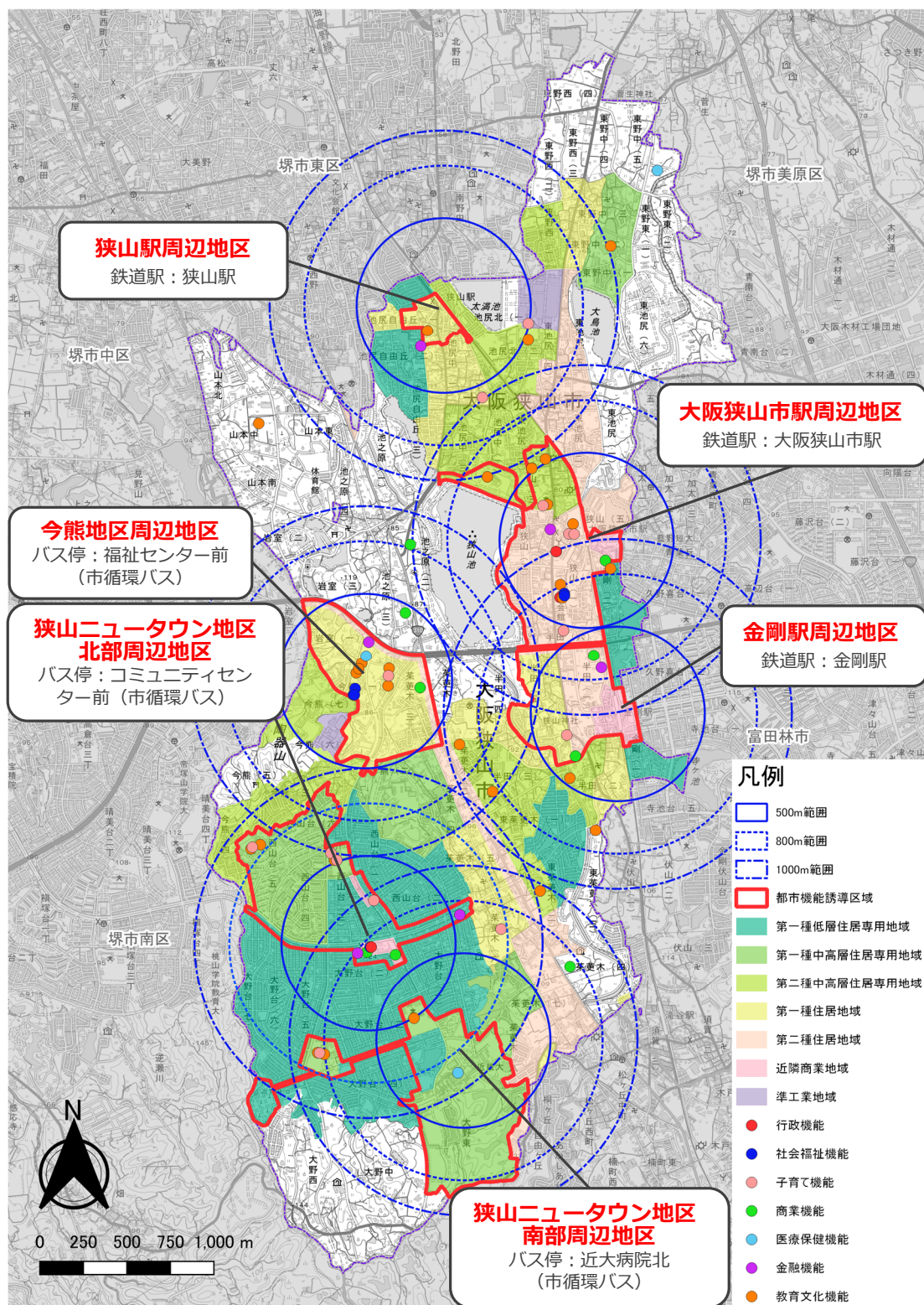


図 4-3 都市機能誘導区域

4-3. 誘導施設の具体的な設定

(1) 本市の誘導施設の基本的なルール

本市では、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針を踏まえたうえで誘導施設を以下のとおり設定します。

- ① 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設
- ② 具体的な事業計画がある施設

① 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設

誘導施設の位置づけについて

- 本計画で位置づけた誘導施設は届出制度の対象とします。
- 誘導施設については、都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上の観点から、以下の施設等について設定することを検討します。

市役所等の行政施設、高齢化の中で必要性の高まる社会福祉施設、保育所や子育てに関する支援施設、スーパーマーケット等の商業施設、病院や保健センター等の医療保健施設、郵便局等の金融施設、小学校等の教育施設及び図書館、博物館等の文化施設 等

誘導施設の方向性について

- 現在立地している施設及び機能の維持・向上を図り、都市機能誘導区域外への転出抑制や、都市機能誘導区域内への施設の移転・集約または新設により、誘導すべき機能をもつ施設（既存施設の維持、機能の複合化を含む）の立地誘導をめざします。
- 各誘導施設は立地する都市計画の内容（用途地域等）に基づくものとします。

② 具体的な事業計画がある施設

誘導施設の位置づけについて

- 公共施設再配置計画及び近畿大学病院等跡地等における具体的な計画や事業がある施設については、大阪狭山市公共施設等総合管理計画、大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画等関連計画、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針等、関連する計画との整合を図り、検討状況を踏まえて必要に応じて設定します。

誘導施設の方向性について

- 現在立地している施設及び機能の維持・向上や建替え、都市機能誘導区域内への施設の移転・集約または新設等による新たな機能をもつ施設（既存施設の維持、機能の複合化を含む）の立地を誘導します。
- 各誘導施設は立地する都市計画の内容（用途地域等）に基づくものとしますが、地域の特性や課題、個別事業等の検討状況及び進捗状況も踏まえ、必要とされる関連制度の適用（居住環境向上用途誘導地区等）や都市計画の決定や変更等についても検討することとします。

(2) 誘導施設の位置づけ

本市の誘導施設は、検討フローに基づき、以下のとおりとします。なお、それぞれの区域に位置付ける誘導施設については、「4-4. 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ」にて示します。

表 4-1 誘導施設の位置づけ (1/2)

誘導機能	誘導施設
行政機能	市役所本庁舎機能を有する施設 ▶ 地方自治法第 4 条第 1 項に定める事務所 市役所支所機能を有する施設 ▶ 地方自治法第 155 条に定める支所又は出張所（ニュータウン連絡所）
社会福祉機能	老人福祉センター機能を有する施設 ▶ 老人福祉法第 15 条第 5 号に基づく施設 地域包括支援センター機能を有する施設 ▶ 介護保険法第 115 条の 46 に基づく施設 社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設 ▶ 大阪狭山市成年後見制度利用促進事業実施要綱第 4 条に基づく施設（権利擁護支援センター） ▶ 生活困窮者自立支援法第 4 条に基づく施設（生活サポートセンター） ▶ 大阪狭山市男女共同参画推進条例第 20 条に基づく施設（男女共同参画推進センター） ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく施設（基幹相談支援センター、障がい者地域活動支援センター） ▶ 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づく施設（心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター）
子育て機能	地域子育て支援拠点機能を有する施設 ▶ 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づく施設（ぼっぼえん、UP っぷ、旧くみのき幼稚園） ▶ 大阪狭山市子育て支援センター条例に基づく施設（ぼっぼえん） ▶ 大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター条例に基づく施設（UP っぷ） ▶ 地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく施設（旧くみのき幼稚園） こども家庭センター機能を有する施設 ▶ 母子保健法第 22 条に基づく施設 ▶ 児童福祉法第 10 条及び第 10 条の 2 に基づく施設 保育所機能を有する施設 ▶ 児童福祉法第 39 条に基づく施設 放課後児童会機能を有する施設 ▶ 児童福祉法第 34 条の 8 第 1 項に基づく施設

※本計画では上記の誘導機能分類により誘導施設を記載していますが、個別の施設においては、必ずしも該当機能のみを有しているものではありません。

表 4-2 誘導施設の位置づけ (2/2)

誘導機能	誘導施設
商業機能	スーパーマーケット等の商業機能を有する施設 ▶ 店舗面積 500 m²以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む。）で生鮮食品を扱う施設
医療保健機能	医療機能を有する施設 ▶ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（病床数 20 床以上） 休日診療機能を有する施設 ▶ 第 8 次大阪府医療計画に基づく初期救急医療機能を有する休日診療所（医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（入院施設を有しないまたは病床数 19 床以下）） 保健センター機能を有する施設 ▶ 地域保健法第 18 条に基づく施設
金融機能	郵便局機能を有する施設 ▶ 日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局
教育文化機能	認定こども園機能を有する施設 ▶ 就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に基づく施設 図書館機能を有する施設 ▶ 図書館法第 2 条に基づく図書館 公民館機能を有する施設 ▶ 社会教育法第 21 条第 1 項に基づく施設 社会教育センター機能を有する施設 ▶ 大阪狭山市社会教育センター条例に基づく施設 市民活動支援センター機能を有する施設 ▶ 大阪狭山市市民公益活動促進条例第 8 条により整備された活用場所 教育支援センター機能を有する施設 ▶ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第 13 条に基づく施設 文化会館機能を有する施設 ▶ 大阪狭山市文化会館条例に基づく施設 博物館機能を有する施設 ▶ 博物館法第 2 条第 1 項に基づく施設 ▶ 大阪府立狭山池博物館条例に基づく施設 ▶ 大阪狭山市立郷土資料館条例に基づく施設 幼稚園機能を有する施設 ▶ 学校教育法第 1 条に基づく施設 小学校機能を有する施設 ▶ 学校教育法第 1 条に基づく施設 中学校機能を有する施設 ▶ 学校教育法第 1 条に基づく施設

※本計画では上記の誘導機能分類により誘導施設を記載していますが、個別の施設においては、必ずしも該当機能のみを有しているものではありません。

(3) その他の位置づけ

本計画においては、立地適正化における誘導施設（機能）の位置づけに加え、利便性の高い公共交通環境の形成、地域資源を活かした空間価値・魅力の維持・向上を達成するため、めざすべきエリアイメージとして、①交通結節点としての位置づけ、②屋外拠点としての位置づけ、③都市活動によるにぎわいの方向性について検討を行います。ただし、“まちのリメイク”の推進にあたっては、本位置づけをあくまで“参考”としたうえで、個別の事業検討等を行うものとします。

表 4-3 その他の位置づけ

その他の位置づけ		概要
交通結節点		複数の交通モード、路線系統等の乗り換え箇所等、公共交通ネットワークにおける交通結節点としての機能が必要な都市拠点の方向性を検討します。各拠点の特性や課題、めざすべき方向性を踏まえ、交通結節点としての将来イメージを位置づけます。
屋外拠点		周辺の公園・緑地・緑道等のみどりを有する空間、駅前広場・道路空間等の屋外空間、公共施設や民間施設内の空地や広場、その他まとまりのあるオープンスペース等において、都市活動の拠点となる屋外空間の方向性を検討します。各拠点の特性や課題、めざすべき方向性、誘導施設と連携した活用可能性等を踏まえ、屋外拠点としての将来イメージを位置づけます。
にぎわいの方向性		各拠点の特性や課題、めざすべき方向性を踏まえ、エリア一体における都市活動により、創出する“にぎわいイメージ”を検討します。
	消費活動型 地域活動型	“にぎわいイメージ”の検討にあたっては、商業施設等の誘導施設や屋外拠点の有効活用等により、都市の経済循環の一助となる“消費活動型”のにぎわい、または、市民活動や生涯学習等、当該エリアの活力向上や、市民のいきがい、シビックプライドの醸成等の一助となる“地域活動型”のにぎわいとして、将来イメージの方向性を位置付けます。
	ターゲット	都市活動の主体となる主なターゲットについて、当該エリアの周辺住民、市民全体、他市を含む来街者をターゲットとするのかについて、将来イメージを位置付けます。

4-4. 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

(1) 金剛駅周辺地区

金剛駅周辺地区については、本市の中心かつ大阪南部における広域公共交通の拠点である金剛駅を中心に、誘導施設である商業施設や保育所、金融機関を含む以下の地域を都市機能誘導区域として設定します。

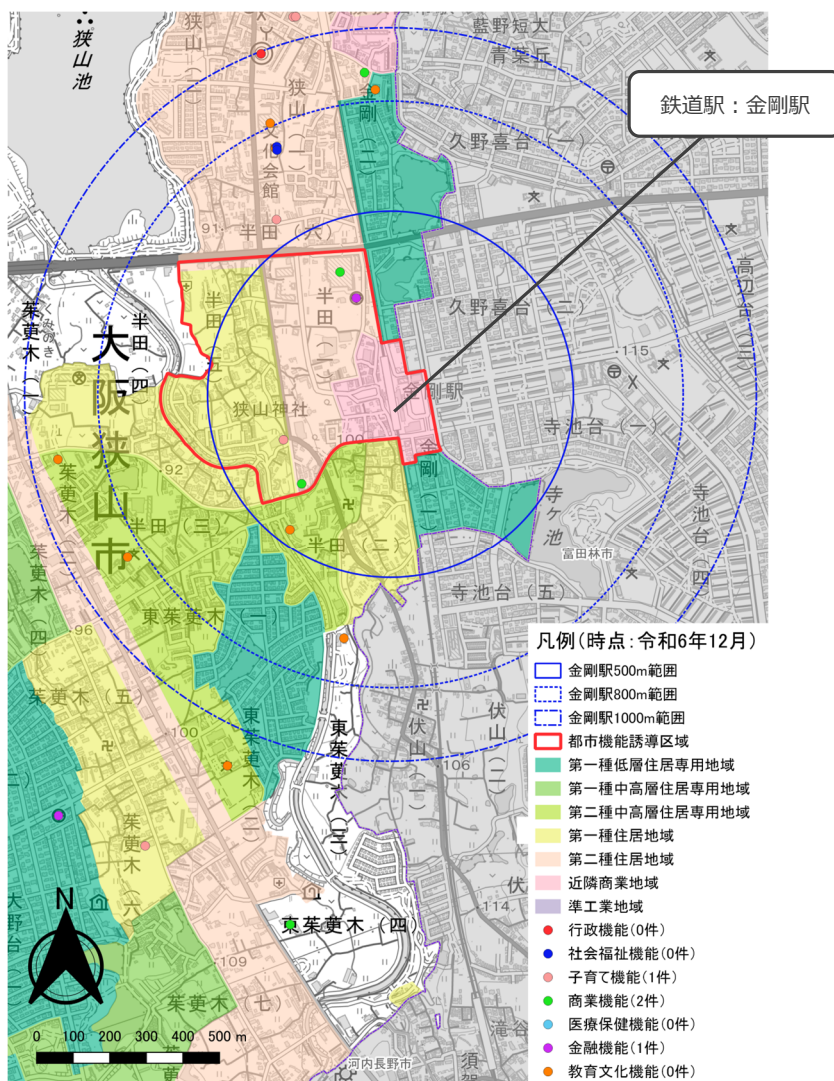


図 4-4 都市機能誘導区域(金剛駅周辺地区)(面積: 34.48ha)

誘導機能及びその他の位置づけは、表 4-4 のとおりとします。なお、詳細については、表 4-5 及び表 4-6 に示します。

表 4-4 金剛駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導機能及びその他の位置づけ

誘導機能		子育て機能／商業機能／金融機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：来街者／市民全体／周辺住民 方向性：消費活動型／地域活動型

表 4-5 金剛駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
社会福祉機能		
子育て機能	・保育所機能を有する施設	○子どもをもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能を誘導します。
商業機能	・スーパーマーケット等の商業機能を有する施設（店舗面積 500㎡以上の商業施設で生鮮食品を扱う施設）	○時間消費活動型のショッピングニーズ等、さまざまなニーズに対応した買い物、食事を提供する機能を誘導します。 ○日用品等の買い回りができる機能、来街者が利用できる飲食店、沿道サービスとしての利用ができる店舗等の機能を誘導します。
医療保健機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
金融機能	・郵便局機能を有する施設	○日常生活に必要な郵便、銀行窓口、保険窓口等のサービスを受けることができる機能を誘導します。
教育文化機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	

表 4-6 金剛駅周辺地区の都市機能誘導区域における施策の方向性

その他の位置づけ	該当箇所	施策の方向性
交通結節点	・金剛駅周辺	○特急停車駅でもある金剛駅は、バス・鉄道・タクシー・徒歩・自転車・自家用車等、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等、交通利便性の高い、南大阪の核となる広域的な交通結節点の形成をめざします。
屋外拠点	・金剛駅（駅前広場）周辺 等	○本市の玄関口として、居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成するため、駅前広場や周辺の屋外空間を一体的な“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場等の整備や再編、歴史街道整備やサインの整備等、空間の柔軟な活用による人びとの回遊や滞留を生み出すことをめざします。
にぎわいの方向性	・ターゲット： 来街者／市民全体／周辺住民 ・方向性： 消費活動型／地域活動型	○中心市街地エリアとして多様な機能の集積をめざす本エリアは、市全体の経済循環の核となるよう、エリア全体で消費活動型のにぎわい促進をめざします。 ○さらに、交通や生活利便性の高い拠点としてだけでなく、本エリアの魅力や資源を活かしながら、市民活動やレクリエーションの場など、本エリアが都市活動の“目的地”となるような空間形成をめざします。

(2) 大阪狭山市駅周辺地区

大阪狭山市駅周辺地区については、大阪狭山市駅を中心に東側の近隣商業地域、誘導施設である市役所本庁舎をはじめ、東小学校や狭山中学校、狭山池博物館周辺を含む以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。

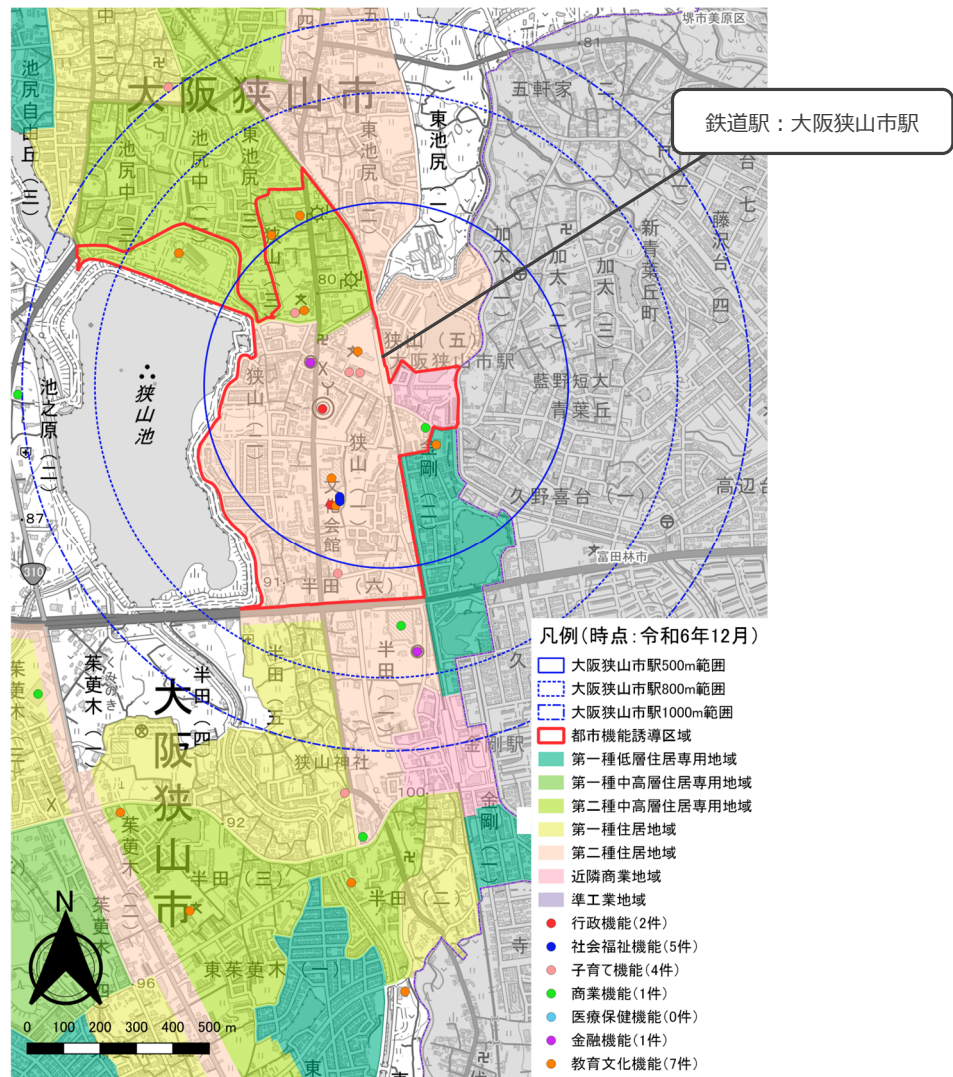


図 4-5 都市機能誘導区域（大阪狭山市駅周辺地区）（面積：53.57ha）

誘導機能及びその他の位置づけは、表 4-7 のとおりとします。なお、詳細については、表 4-8 及び表 4-9 に示します。

表 4-7 大阪狭山市駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導機能及びその他の位置づけ

誘導機能		行政機能／社会福祉機能／子育て機能／商業機能／金融機能／教育文化機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：来街者／市民全体／周辺住民 方向性：消費活動型／地域活動型

表 4-8 大阪狭山市駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	・市役所本庁舎機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、中核的な行政機能を誘導します。
社会福祉機能	・地域包括支援センター機能を有する施設 ・社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設 (権利擁護支援センター／生活サポートセンター／男女共同参画推進センター／基幹相談支援センター)	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、地域住民の保健医療及び福祉の増進を包括的に支援する機能を誘導します。 ○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、成年後見人制度に関する相談窓口や支援、自立した日常生活及び社会生活を送るための相談窓口や支援、男女共同参画に関する講座や相談窓口、日常生活での困りごとや障がいに関する相談窓口や支援機能等を誘導します。
子育て機能	・地域子育て支援拠点機能を有する施設(UP っぷ) ・こども家庭センター機能を有する施設 ・保育所機能を有する施設 ・放課後児童会機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、子育て支援に関する指導・相談の窓口や活動拠点等、子どもの健全な育成を目的とした機能を誘導します。 ○子どもをもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能を誘導します。
商業機能	・スーパーマーケット等の商業機能を有する施設(店舗面積 500 m ² 以上の商業施設で生鮮食品を扱う施設)	○日用品等の買い回りができる機能、来街者が利用できる飲食店、沿道サービスとしての利用ができる店舗等の機能を誘導します。
医療保健機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
金融機能	・郵便局機能を有する施設	○日常生活に必要な郵便、銀行窓口、保険窓口等のサービスを受けることができる機能を誘導します。
教育文化機能	・教育支援センター機能を有する施設 ・文化会館機能を有する施設 ・博物館機能を有する施設 ・小学校機能を有する施設 ・中学校機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、個々の状況に応じた教育機会の確保や支援、文化・芸術・地域の歴史等に触れる機会の提供や、文化の創造及び振興、地域の歴史等に関する資料の収集、保管、展示、調査、研究等、市民の文化的向上に資する機能を誘導します。 ○大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、より良い教育環境をめざした学校園機能を誘導します。

表 4-9 大阪狭山市駅周辺地区の都市機能誘導区域における施策の方向性

その他の位置づけ	該当箇所	施策の方向性
交通結節点	・大阪狭山市駅～市役所周辺	○大阪狭山市駅は、周辺住民及びエリア内の都市機能利用者、バスルートの乗り換え、本市のシンボルである狭山池公園や狭山池博物館の利用者等を中心とした、バス・鉄道・タクシー・徒歩・自転車・自家用車等、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等、交通便利性の高い、本市の核となる交通結節点の形成をめざします。
屋外拠点	・大阪狭山市駅(駅前広場) ・狭山池公園 ・さやか公園 ・公共施設内空地等	○居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成するため、駅前広場や公共施設内空地、さやか公園や狭山池公園等を一体的なエリアの“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場、公園や敷地内空地等の整備や再編、歴史街道整備やサインの整備等、空間の柔軟な利活用による人びとの回遊や滞留を生み出すことをめざします。
にぎわいの方向性	・ターゲット： 来街者／市民全体／周辺住民 ・方向性： 消費活動型／地域活動型	○近隣中心エリア及び公共・文化交流エリアとして多様な機能の集積をめざす本エリアは、本市の経済活動の支えとなるよう、エリア全体で消費活動型のにぎわい促進をめざします。 ○さらに、交通や生活利便性の高い拠点としてだけでなく、本エリアの魅力や資源を活かしながら、市民活動やレクリエーションの場など、本エリアが都市活動の“目的地”となるような空間形成をめざします。

(3) 狭山駅周辺地区

狭山駅周辺地区については、狭山駅を中心に、誘導施設であるこども園を含む以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。

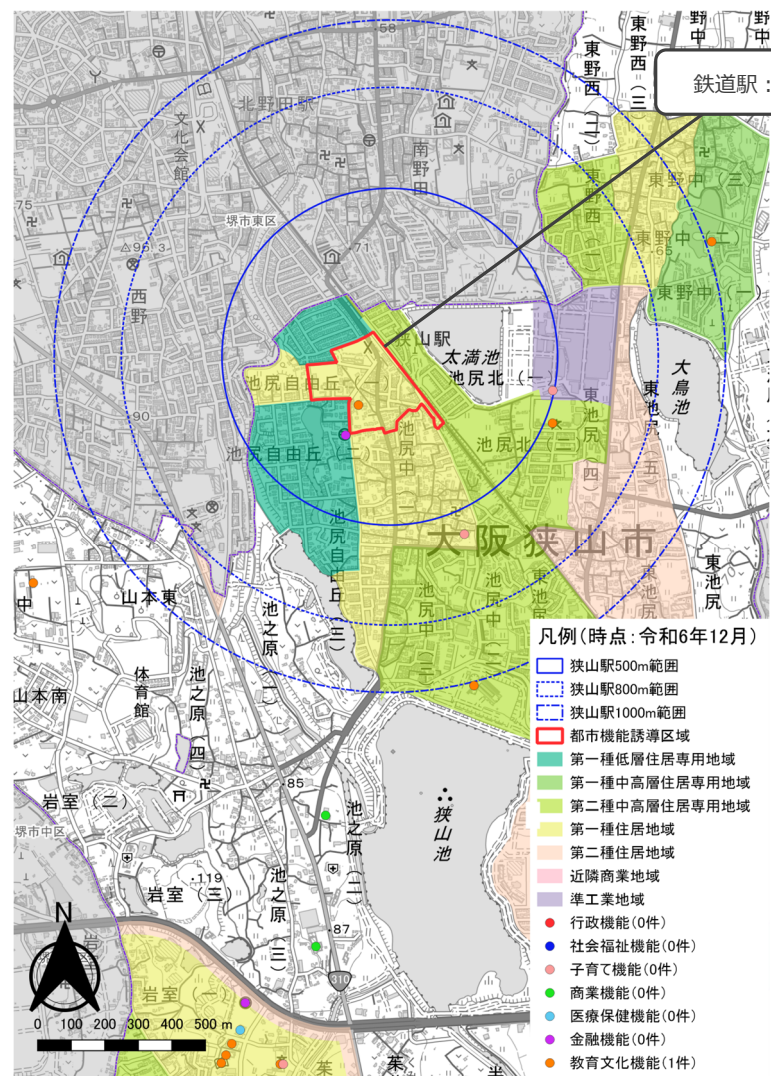


図 4-6 都市機能誘導区域(狭山駅周辺)(面積:6.11ha)

誘導機能及びその他の位置づけは、表 4-10 のとおりとします。なお、詳細については、表 4-11 及び表 4-12 に示します。

表 4-10 狭山駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導機能及びその他の位置づけ

誘導機能		金融機能／教育文化機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：周辺住民 方向性：消費活動型

表 4-11 狭山駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
社会福祉機能		
子育て機能		
商業機能		
医療保健機能		
金融機能	・郵便局機能を有する施設	○日常生活に必要な郵便、銀行窓口、保険窓口等のサービスを受けることができる機能を誘導します。
教育文化機能	・認定こども園機能を有する施設	○子どもをもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能を誘導します。

表 4-12 狭山駅周辺地区の都市機能誘導区域における施策の方向性

その他の位置づけ	該当箇所	施策の方向性
交通結節点	・狭山駅周辺	○狭山駅は、周辺住民を中心とした、バス・鉄道・タクシー・徒歩・自転車・自家用車等、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等、交通便利性の高い地域の中心としての交通結節点の形成をめざします。
屋外拠点	・狭山駅（駅前広場）等	○居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成するため、駅前広場周辺を一体的なエリアの“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場、公園や敷地内空地等の整備や再編、歴史街道整備やサインの整備等、空間の柔軟な利活用による人びとの回遊や滞留を生み出すことをめざします。
にぎわいの方向性	・ターゲット：周辺住民 ・方向性：消費活動型	○日用品の購買等、地域の経済循環の一助となるよう、消費活動型のにぎわい促進をめざします。

(4) 今熊地区周辺地区

今熊地区周辺地区については、再配置の検討が必要な公共施設が集積するエリアを中心に国道 310 号、府道森屋狭山線沿道を含む以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。

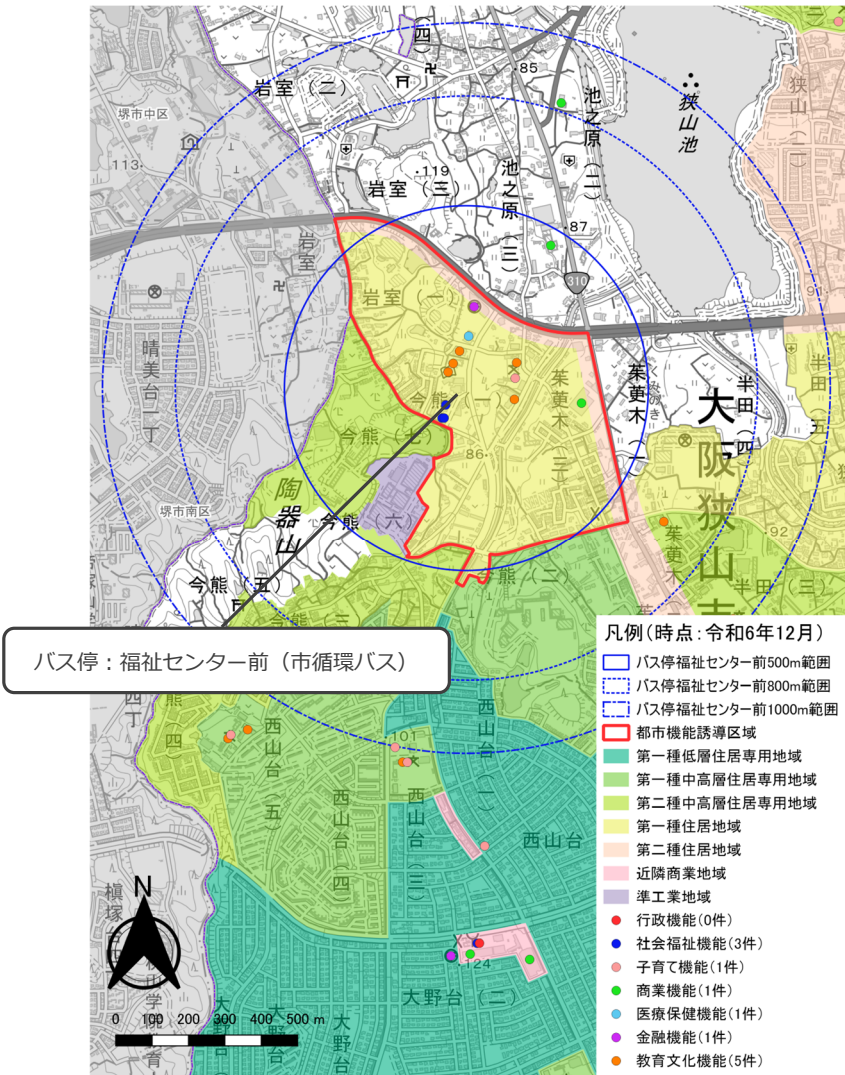


図 4-7 都市機能誘導区域（今熊地区周辺エリア）（面積：41.80ha）

誘導機能及びその他の位置づけは、表 4-13 のとおりとします。なお、詳細については、表 4-14 及び表 4-15 に示します。

表 4-13 今熊地区周辺地区の都市機能誘導区域における誘導機能及びその他の位置づけ

誘導機能		社会福祉機能／子育て機能／商業機能／医療保健機能／金融機能／教育文化機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：来街者／市民全体／周辺住民 方向性：消費活動型／地域活動型

表 4-14 今熊地区周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
社会福祉機能	・老人福祉センター機能を有する施設 ・社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設（障がい者地域活動支援センター／心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター）	○大阪狭山市公共施設再配置及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、老人の福祉の向上を目的とした機能を誘導します。 ○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、障がい者、母子・父子家庭のための健康の増進、レクリエーションの便宜の提供、生産活動の機会の提供や地域活動の支援機能及び相談機能を誘導します。
子育て機能	・地域子育て支援拠点機能を有する施設（旧くみのき幼稚園） ・放課後児童会機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、子育て支援に関する指導・相談の窓口や活動拠点等、子どもの健全な育成を目的とした機能を誘導します。 ○子どもをもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能を誘導します。
商業機能	・スーパーマーケット等の商業機能を有する施設（店舗面積 500 m²以上の商業施設で生鮮食品を扱う施設）	○日用品等の買い回りができる機能、来街者が利用できる飲食店、沿道サービスとしての利用ができる店舗等の機能を誘導します。
医療保健機能	・保健センター機能を有する施設 ・休日診療機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的とした機能を誘導します。 ○主に入院が不要な軽症患者を診療する初期救急医療機能を有する休日診療機能を誘導します。
金融機能	・郵便局機能を有する施設	○日常生活に必要な郵便、銀行窓口、保険窓口等のサービスを受けることができる機能を誘導します。
教育文化機能	・図書館機能を有する施設 ・公民館機能を有する施設 ・社会教育センター機能を有する施設 ・市民活動支援センター機能を有する施設 ・小学校機能を有する施設 ・認定こども園機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、図書、記録その他必要な資料を一般公衆の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資する機能を誘導します。 ○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、実際生活に即する教育、学術及び文化を通して、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する機能を誘導します。 ○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、市民の自発的な諸活動と交流の場を提供し、地域社会の振興に資する機能を誘導します。 ○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、市民団体の活動支援を行う機能を誘導します。 ○大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、より良い教育環境をめざした学校園機能を誘導します。

表 4-15 今熊地区周辺地区の都市機能誘導区域における施策の方向性

その他の位置づけ	該当箇所	施策の方向性
交通結節点	・ 公共施設周辺	○公共施設が集積する本エリアにおいては、施設利用者や、バスルート の乗り換え利用等を中心とした、バス・タクシー・徒歩・自転車・ 自家用車等、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換え等につ いて、公共施設再配置計画及び計画と連動した交通利便性の高い交 通結節点の形成をめざします。
屋外拠点	・ 公共施設再配置に併せた 屋外空間等	○居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成するため、公共施設をは じめとする施設内空地、三津屋川緑道や狭山池公園への動線等を一 体的なエリアの“まちなみ”と捉え、道路、公園や緑道、敷地内空地 等の整備や再編、歴史街道整備やサインの整備等、空間の柔軟な利 活用による人びとの回遊や滞留を生み出すことをめざします。
にぎわいの方向性	・ ターゲット： 来街者／市民全体／周辺住民 ・ 方向性： 消費活動型／地域活動型	○公共・文化交流エリアとして多様な機能の集積をめざす本エリア は、交通や生活利便性の高い拠点としてだけでなく、魅力や資源を 活かした市民活動やレクリエーションの場など、周辺住民や市民全 体の都市活動の“目的地”となるような空間形成をめざします。 ○また、隣接市との広域交通となる幹線道路（府道森屋狭山線・国道 310 号）沿道に位置する沿道サービス機能の立地する箇所につい ては、来街者もターゲットとし、地域の経済循環の一助となるよう、 消費活動型のにぎわい促進をめざします。

(5) 狭山ニュータウン地区北部周辺地区

狭山ニュータウン地区北部周辺地区については、商業施設が立地する近隣商業地域を中心に、周辺の幹線道路沿道、府営住宅及び南第一小学校、南第三小学校、認定こども園を含む以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。

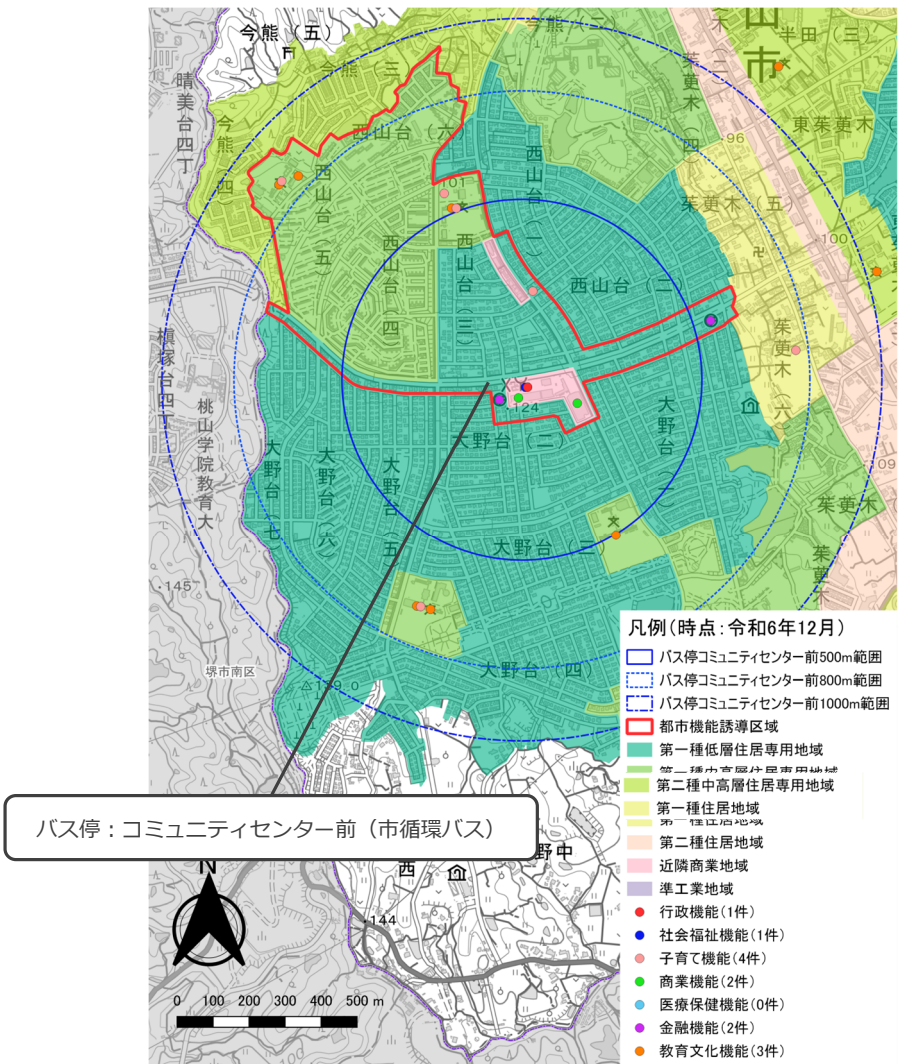


図 4-8 都市機能誘導区域(狭山ニュータウン地区北部周辺地区)(面積: 56.35ha)

誘導機能及びその他の位置づけは、表 4-16 のとおりとします。なお、詳細については、表 4-17 及び表 4-18 に示します。

表 4-16 狭山ニュータウン地区北部周辺地区の都市機能誘導区域における誘導機能及びその他の位置づけ

誘導機能		行政機能／社会福祉機能／子育て機能／商業機能／金融機能／教育文化機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット: 周辺住民 方向性: 消費活動型／地域活動型

表 4-17 狭山ニュータウン地区北部周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	・市役所支所機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、狭山ニュータウン地区住民の生活利便性の向上を目的とした行政機能（支所）を誘導します。
社会福祉機能	・地域包括支援センター機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、総合相談窓口、介護予防支援機能等を誘導します。
子育て機能	・地域子育て支援拠点機能を有する施設（ぽっぽえん） ・保育所機能を有する施設 ・放課後児童会機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、市民を対象とした子育て支援に関する指導・相談の窓口や活動拠点等、子どもの健全な育成を目的とした機能を誘導します。 ○子どもをもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能を誘導します。
商業機能	・スーパーマーケット等の商業機能を有する施設（店舗面積500㎡以上の商業施設で生鮮食品を扱う施設。）	○日用品等の買い回りができる機能、周辺住民が利用できる飲食店、沿道サービスとしての利用ができる店舗等の機能を誘導します。
医療保健機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
金融機能	・郵便局機能を有する施設	○日常生活に必要な郵便、銀行窓口、保険窓口等のサービスを受けることができる機能を誘導します。
教育文化機能	・小学校機能を有する施設 ・認定こども園機能を有する施設	○大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、より良い教育環境をめざした学校園機能を誘導します。

表 4-18 狭山ニュータウン地区北部周辺地区の都市機能誘導区域における施策の方向性

その他の位置づけ	該当箇所	施策の方向性
交通結節点	・コミュニティセンター周辺	○コミュニティセンター等の公共機能や誘導施設である商業機能利用者による、バスルートや南海路線バスと市循環バスの乗り換え利用等を中心とした、バス・タクシー・徒歩・自転車・自家用車等、複数の交通モード、複数の路線系統の乗り換えにおいて、交通便利性の高い交通結節点の形成をめざします。
屋外拠点	・公共施設内空地 ・地域内の公園等	○居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成するため、誘導施設周辺や公共施設内空地等を一体的なエリアの“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場、公園や敷地内空地等の整備や再編、歴史街道整備やサインの整備等、空間の柔軟な活用による人びとの回遊や滞留を生み出すことをめざします。 ○本エリアにおいては、まとまった屋外空間が少ないことが課題であることから、公共施設や民間施設敷地内の空地利用等エリア全体での一体的な空間利用について検討します。
にぎわいの方向性	・ターゲット：周辺住民 ・方向性：消費活動型／地域活動型	○近隣中心エリア及び公共・文化交流エリアとして多様な機能の集積をめざす本エリアは、狭山ニュータウン地区の経済活動の核となるよう、エリア全体で消費活動型のにぎわい促進をめざします。 ○さらに、交通や生活利便性の高い拠点としてだけでなく、本エリアの魅力や資源を活かしながら、市民活動やレクリエーションの場など、本エリアが都市活動の“目的地”となるような空間形成をめざします。

(6) 狭山ニュータウン地区南部周辺地区

狭山ニュータウン地区南部周辺地区については、近畿大学病院等を中心に誘導施設である認定こども園、小中学校、公園・緑道・霊園等の屋外空間を含む以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。

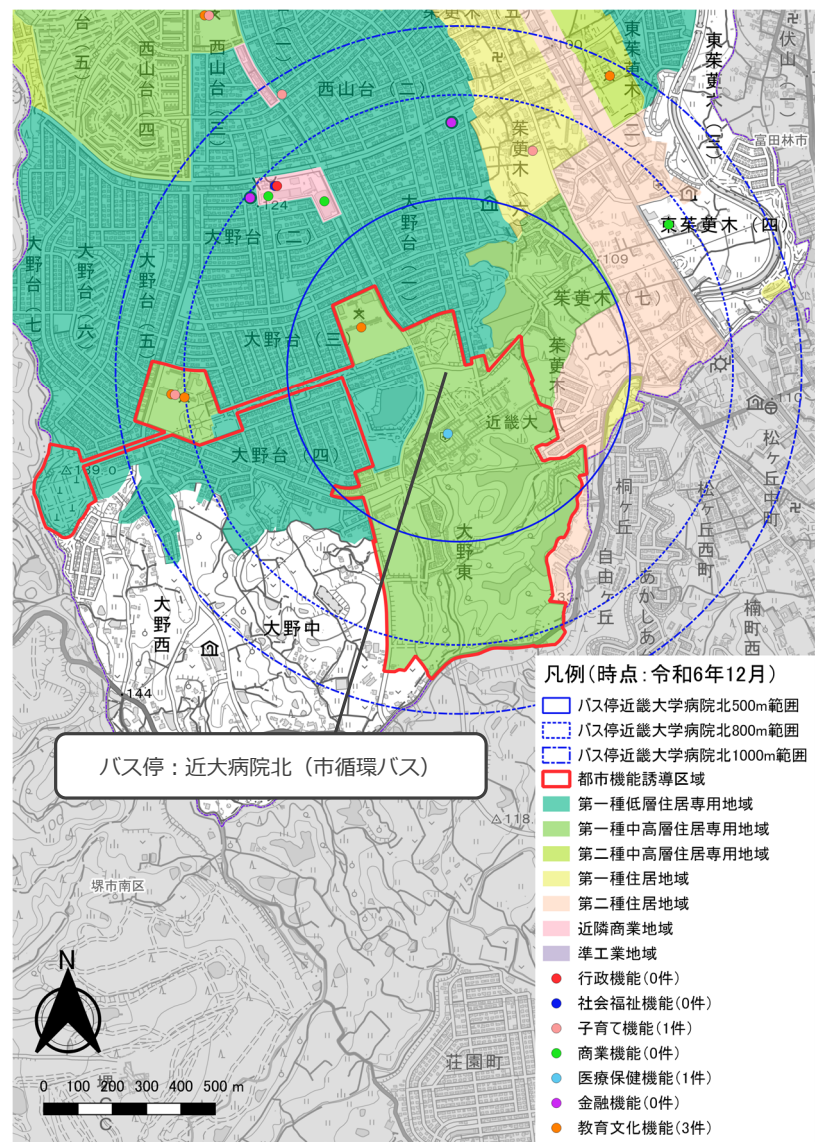


図 4-9 都市機能誘導区域(狭山ニュータウン地区南部周辺地区)(面積: 61.94ha)

誘導機能及びその他の位置づけは、表 4-19 のとおりとします。なお、詳細については、表 4-20 及び表 4-21 に示します。

表 4-19 狭山ニュータウン地区南部周辺地区の都市機能誘導区域における誘導機能及びその他の位置づけ

誘導機能	子育て機能／医療保健機能／教育文化機能	
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット: 来街者／市民全体／周辺住民 方向性: 消費活動型／地域活動型

表 4-20 狭山ニュータウン地区南部周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
社会福祉機能		
子育て機能	・放課後児童会機能を有する施設	○子どもをもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能を誘導します。
商業機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
医療保健機能	・医療機能を有する施設	○地域において必要な医療機能を有した 20 床以上の病院を誘導します。
金融機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
教育文化機能	・認定こども園機能を有する施設 ・小学校機能を有する施設 ・中学校機能を有する施設	○大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、より良い教育環境をめざした学校園機能を誘導します。

表 4-21 狭山ニュータウン地区南部周辺地区の都市機能誘導区域における施策の方向性

その他の位置づけ	該当箇所	施策の方向性
交通結節点	・東大池公園 ・誘導施設（病院）周辺	○近畿大学病院等跡地の一体的な土地利用をめざす本エリアにおいては、周辺の施設利用者や、バスルートの乗り換え利用等を中心とした、バス・タクシー・徒歩・自転車・自家用車等、複数の交通モード、複数の路線システムの乗り換え等について、近畿大学病院等跡地及びその周辺の一体的な土地利用と連動した交通便利性の高い交通結節点の形成をめざします。
屋外拠点	・東大池公園 ・大野西山緑道 ・天野街道 ・大野台第 4 公園 ・近畿大学病院等跡地（緑地部分）等	○近畿大学病院等跡地の活用方針を踏まえ、周辺の屋外空間等のエリア一体でのリメイクを進めます。高齢化率の高い狭山ニュータウン地区において、医療機能等の誘導に併せ、近畿大学病院等跡地（緑地）、大野西山緑道、天野街道、その他周辺の公園等の屋外空間についても、一体的なネットワークで結び、歩いて楽しい健康づくりができるエリア形成をめざします。
にぎわいの方向性	・ターゲット： 来街者・市民全体／周辺住民 ・方向性：消費活動型／地域活動型	○大規模な施設移転跡地として、多様な機能の集積をめざす本エリアは、隣接する狭山ニュータウン地区並びに本市全体のまちづくりに寄与する拠点となるよう、エリア全体で消費活動型のにぎわい促進をめざします。 ○さらに、交通や生活利便性の高い拠点としてだけでなく、本エリアの魅力や資源を活かしながら、市民活動やレクリエーションの場など、本エリアが都市活動の“目的地”となるような空間形成をめざします。